

後期高齢者医療制度のお知らせ

～ 保険料軽減の改正について～



令和元年度から、保険料のうち均等割について軽減の割合及び範囲が改正されました。

所得が次の金額以下の世帯		軽減割合	
平成30年度	令和元年度	平成30年度	令和元年度
33万円かつ被保険者全員が年金収入80万円以下で他の所得がない		9割	8割
33万円		8. 5割	
33万円 + (27万5千円×世帯の被保険者数)	33万円 + (28万円×世帯の被保険者数)	5割	
33万円 + (50万円×世帯の被保険者数)	33万円 + (51万円×世帯の被保険者数)	2割	

(例) 65歳以上の1人世帯、年金収入168万円の場合の軽減判定所得

年金収入168万円 - 公的年金控除額120万円 - 65歳以上の特別控除15万円 = 軽減所得33万円



後期高齢者医療制度に加入したとき、被用者保険(※)の被扶養者だった方の均等割軽減の期間が設定されました。

軽減期間		軽減割合
平成30年度	令和元年度	
設定なし	制度加入から2年を経過する月まで	5割 (ただし、所得の状況により 8. 5割または8割)

※被用者保険：全国保険協会管掌健康保険（旧政府管掌健康保険）、組合管掌健康保険及び共済組合等のことで、市町村の国民健康保険、国民健康保険組合は含まれません。

詳細につきましては、7月中旬に送付予定の後期高齢者医療被保険者証に同封されますので、そちらをご覧ください。



☎ お問い合わせ 北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011-290-5601
羽幌町福祉課国保医療年金係 ☎ 68-7004(課直通)